



報道発表資料

令和7年12月16日10時30分
内閣府（防災担当）
気象庁地震火山部

北海道・三陸沖後発地震注意情報に伴う 特別な注意の呼び掛けの期間の終了について

本日（12月16日）00時をもって、「北海道・三陸沖後発地震注意情報」発表に伴う政府としての特別な注意の呼び掛けの期間は終了しました。しかし、政府から特別な注意を呼び掛ける期間が終了しても、大規模地震発生の可能性がなくなったわけではありません。また、先発の地震がなく、突発的に大規模地震が発生する可能性もあります。今回の対応も活かしながら、家具の固定や避難場所・避難経路の確認など日頃からの地震への備えについては、引き続き、実施してください。

また、令和7年12月8日23時15分頃の青森県東方沖の地震の概要や留意事項についてもお知らせします。

問合せ先：（特別な注意の呼び掛けの期間の終了について）

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（調査・企画担当）付
電話：03-5797-7394（直通）

（令和7年12月8日23時15分頃の青森県東方沖の地震について）

気象庁地震火山部地震津波監視課
電話：03-3434-9041（直通）

（北海道・三陸沖後発地震注意情報について）

気象庁地震火山部地震火山技術・調査課大規模地震調査室
電話：03-3434-9040（直通）